

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

## 告 示

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	一
○保安林の指定施設要件の変更の予定(三件)	(森林整備課)	二
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(大河原地方振興事務所)	二
○土地改良事業計画変更の認可	(同)	三
○公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		三

## 告 示

○宮城県告示第八百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和四年十二月二日

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

1 名称 株式会社山国

2 所在地 宮城県仙台市青葉区梅田町一番三号

3 代表者の氏名 山内 完三

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県柴田郡川崎町大字支倉字鍛冶谷山三番一、三番八の一部、三番九、二十四番の一部

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くずの破砕施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七

七条第八号の二)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

木くず、繊維くず

五 申請年月日

令和四年十月二十日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

2 縦覧期間 令和四年十二月二日から令和五年一月四日まで(午前八時三十分から午後五時十五

分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和五年一月十八日

2 提出場所 仙南保健福祉事務所(仙南保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人に

あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語によ

り記載すること。)

○宮城県告示第八百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年十二月二日

一 処分を行った地区の名称

奥松島地区洲崎・東名工区

二 処分の年月日

令和四年十一月十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
石巻市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和四年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、白石市土地改良区

役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和四年十二月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 志 賀 慎 治

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年十月一日	半澤 長一	白石市小原字金坪十四番地	監 事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和四年六月七日	小室 茂雄	白石市小原字金坪三十四番地	監 事

○宮城県告示第八百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、白石市土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和四年十一月二十五日認可した。

令和四年十二月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 志 賀 慎 治

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第146号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年12月2日

宮城県公安委員会委員長 山口 哲男

1 講習に係る警備業務の区分及び実施日時

(1) 警備業務の区分

- 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
- 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期間

令和5年1月10日（火）から同年1月19日（木）まで（土、日曜日を除く。）の8日間

講習区分	実施日								計
	10日 (火)	11日 (水)	12日 (木)	13日 (金)	16日 (月)	17日 (火)	18日 (水)	19日 (木)	
新規取得講習	3号	○	○	○	○	○	○	○	7日間
追加取得講習	4号	○	○	○		○	○	○	6日間
	3号				○	○	○	○	3日間
	4号					○	○	○	2日間

※ ○は講習実施日

(3) 講習時間

ア 新規取得講習（3号警備業務）

1月10日から16日まで（土、日曜日を除く。）の5日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後0時20分までとし、19日は午前9時20分から修了検査を実施する。

イ 新規取得講習（4号警備業務）

1月10日から12日及び17日の4日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午前9時30分から午後3時50分までとし、19日は午前9時20分から修了検査を実施する。

ウ 追加取得講習（3号警備業務）

1月13日及び16日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後4時から修了検査を実施する。

エ 追加取得講習（4号警備業務）

1月17日は午前9時30分から午後4時50分まで、18日は午後1時から午後3時50分までとし、午後4時から修了検査を実施する。

2 実施場所

- 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
- 一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

- 3号警備業務新規・追加取得講習及び4号警備業務新規・追加取得講習合わせて30人。
- 4 受講対象者

<p>(1) 新規取得講習</p> <p>受講対象者は、受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者</p> <p>エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事し、かつ、現に当該警備業務に従事している者</p> <p>(2) 追加取得講習</p> <p>受講申請受付日において、当該警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～オのいずれかに該当する者</p> <p>5 事前申込み</p> <p>(1) 受付専用電話</p> <p>宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）</p> <p>なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p>	<p>(2) 受付期間</p> <p>令和4年12月12日（月）から同月16日（金）までの5日間（12日から15日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）</p> <p>6 受講手続</p> <p>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 受付期間</p> <p>令和4年12月19日（月）から同月23日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）</p> <p>(2) 申込書の提出先</p> <p>事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通</p> <p>イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）</p> <p>ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通</p> <p>(フ) 前記4-(1)～オに該当する者</p> <p>最近5年間に、当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>(イ) 前記4-(1)～イに該当する者</p> <p>1級検定の合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者</p> <p>2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 前記4-(1)～エに該当する者</p> <p>旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記4-(1)～オに該当する者</p> <p>旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、</p>
---	---

新規取得講習受講者にあつては3号警備業務38,000円、4号警備業務34,000円、追加取得講習受講者にあつては3号警備業務14,000円、4号警備業務10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

8 講習に関する問い合わせ先

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

9 その他

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況により、受付人員の制限や講習の延期又は中止となる場合がある。

(2) 受講者は、感染対策（マスクの着用、手指のアルコール消毒等）を徹底すること。